

◎国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件
 新旧対照条文

○国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生労働省告示第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通則）</p> <p>第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院（以下「学院」という。）において行う同令第六百九十五条に規定する技術者の養成及び訓練は、法令その他特別の定めによるほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>第二条～第十八条（略）</p>	<p>（通則）</p> <p>第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百六十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院（以下「学院」という。）において行う同規則第七百四条に規定する技術者の養成及び訓練は、法令その他特別の定めによるほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>第二条～第十八条（略）</p>